請願・陳情　文書表

６・１定　　陳情第３号

受付年月日	５．１２．２５	付託委員会	子育て文教
提出者	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●		
紹介議員	―		
提出者からの説明希望の有無		有・無	
件名と要旨			

（件　名）

旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについて

（要　旨）

学校，市教委，調査委員会等が，いじめの実態が明らかになる前から，家族関係や家庭環境に問題があるのではないかという先入観を持って，いじめの被害を訴えている子が精神的に追い込まれている原因ないし責任を，いじめの被害に遭い心身の苦痛を訴えている子やその保護者に押し付けてしまう事例が後を絶たない。

もちろん，家族関係や家庭環境の調査はしなくてよいということではない。飽くまでも，これらの調査を行うのは，いじめの実態や再発防止策に関わる諸所の問題点が明らかになり，いじめの被害を訴えている子やその保護者の不安が解消された後でなければならないということである。子供の切実な訴えをきちんと受け止めず，その子供の家族に責任を転嫁し，学校の大人たちの立場や都合を守ろうとするいじめ対応及び調査の在り方は断じて許されない。

以上の趣旨から，次の事項について陳情する。

陳情事項

旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例に「いじめ対応及び調査に係る職員又は調査委員は，いじめの実態や再発防止に関わる諸所の問題点が明らかになる前に，いじめの被害を訴えている子やその保護者に対し，家族関係や家庭環境を詮索する聞き取りをしてはならない。」を追加すること。